

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和 42 年空総第 130 号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正事項

○ 進入管制区のうち航空機の速度を制限する空域を指定する告示の一部改正に伴う改正

進入管制区のうち航空機の速度を制限する空域については、航空法第 82 条の 2 第 2 号に基づき、国土交通大臣が告示により指定しており、具体的には、進入管制区のうち高度 3,000m(10,000ft) 以下の空域としている。また、当該空域における速度制限は、航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第 179 条第 1 項により 250kt を超えてはならないとしている。これらの規定は、航空交通が輻輳する飛行場の周辺において、速度を制限することにより航空交通の秩序の維持及び航空機同士の異常接近等を防ぐために制定されたものである。

一方、国際民間航空条約第 11 付属書(以下「国際基準」という。)においては、高度 3,050m(10,000ft)未満で 250kt を超えてはならないと規定されており、国内基準と国際基準が整合していない。

現在の航空機は、告示が制定された昭和 50 年当時と比較すると飛行管理装置(FMS:Flight Management System)を利用した自動操縦が主流となっており、飛行管理装置(FMS)に登録する航法データベースの仕様は国際基準に準拠しているため、我が国においては、国内基準を遵守するため、操縦士による追加の手動操作を行う必要が生じている。(※)

今般、国内基準と国際基準を整合させ、高度 10,000ft 付近における操縦士の作業負荷の軽減を図ることにより、航空機の安全な運航を確保するため、進入管制区のうち航空機の速度を制限する空域を指定する告示について、「高度 3,000m(10,000ft) 以下」が「高度 3,050m(10,000ft)未満」に改正される。これに伴い、管制業務処理規程に関して所要の改正を行う。

(※)FMS は、国際基準と同一の 10,000ft 未満で 250kt を超えない速度で航行するよう設定されており、10,000ft では 250kt を超えるため、国内基準を遵守するためには追加の手動操作が必要。

2. 今後のスケジュール

施行日: 令和5年9月7日